



動画制作 企画書

タイトル

(仮)ODR紹介動画

動画のコンセプト

民事上のトラブルに遭遇した国民において、紛争解決手段としてのADR・ODRに興味を持ってもらう契機となる内容の動画を作成する。

企画概要

「ODR の推進のための基本方針」の短期目標を達成するための推進策の一つとして掲げられた「関係団体の協力を得て、ODR における紛争解決をイメージできるよう、模擬 ODR 動画を作成し、動画共有サイト等で提供する。」を受けて、ADR・ODRを効果的に周知できるような内容のADR・ODRに関する動画を作成する。

動画の効果測定

・かいけつサポート及び動画の閲覧数の推移

動画作成のポイント

ポイント

各ポイントの理由

1

スマートフォン等での検索を前提として、若年層をターゲットとする

インターネット上に掲載する「動画」という媒体の性質上、閲覧者はインターネットを利用する層であると考えられるため

2

・アニメーション等を活用して分かりやすいもの
・具体的な事例を題材とするもの
(題材はターゲット層に身近なもの)
・動画再生時間は1～3分程度

まずは動画を見てもらい、ADR・ODRに興味を持ってもらうため

3

作成した動画はかいけつサポート HP(改修後のもの)に掲載し、同HPの SEO 対策を実施する

動画のアクセスポイントを確保するため

備考

・その他、動画の掲載場所:法務省 YouTube、かいけつサポート、認証事業者 HP(リンクなど))

| 状況説明 | セリフ・音・ナレーション |
|---|--|
| <p>Aが〇〇のトラブルを抱えている。 BがADRを紹介</p> | <p>A:最近引っ越したけど、前に借りてた部屋の敷金20万円が1円も返ってこない！ B:友達がオンラインでトラブルを解決したことがあるらしいよ。 A:えっ！どうやって？ B:第三者に間に入ってもらってチャットとかで相手と話し合いをしたんだって。民間の調停っていう手続きらしいよ。 A:それを試しに使ってみようかな。</p> |
| <p>AがスマートフォンでADR申立て チャットで調停相手方と合意</p> | <p>※「」内はチャット画面を示す。チャットのメッセージはCの音声で読み上げ。 A:えーっと。(スマホで調べる。)オンラインの調停の申込みは、自分と相手の名前や住所、何に困っているかを入力して送信すればいいのか。 A:よし。送信。 (数日後、Aが工作中(授業中)にADR事業者が選任した調停人からチャットで連絡) A:あっ、メッセージが届いてる。 「調停人のCです。相手のDさんが手続きに応じるということなので、話し合いを進めていきましょう。20万円の敷金について、Dさんは、汚れた壁の張り替えや傷んだ床の修理などをしたから返す必要がないと言っています。壁を汚したり、床を傷付けたりしたということはあったんですか？」(調停人C) A:今手が離せないから時間がある時に返しておこう。 「確かに床に物を落としたことはりましたが、壁を汚した覚えはないです。」(A) 「わかりました。Dさんが部屋の写真を持っているようなので、それを見ながら話し合いましょう。」(調停人C) (2週間後、Aが自宅で本を読んでいるときにスマホの通知音) A:調停人からメッセージが来てる。 「Dさんが、10万円を支払って解決したいということです。調停人としても妥当な解決だと思いますが、どうですか？」(調停人C) A:これまでのやり取りで自分の不注意で汚したりしたところもあったことが分かったし、10万円支払われるなら納得だ。 「その内容の解決で大丈夫です。」(A) 「では、後ほど合意書のデータを送ります。」(調停人)</p> |
| <p>AとBとの後日のやり取り</p> | <p>B:やあ、Aさん、そういえばこの前言った敷金はどうなった？ A:民間のオンラインの調停で10万円支払われたよ。 本当に、時間があるときにスマホでやり取りするだけで解決できちゃった。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>使う時に調べたけど、いろんなトラブルを扱う民間事業者があって、チャットだけでなく、ウェブ会議で調停人とやり取りするようなところもあるんだね。</p> <p>誰か困っている人がいたら勧めてみようと思う。</p> |
| <p>終わり チャット画面 → ウェブ会議の様子画面 → 握手する二人と調停人画面</p> | <p>ナレーター:いかがでしたか。Aさんの言うとおり、民間の調停にはウェブ会議を活用するものなど、さまざまな形があります。このようなトラブルの解決手続は、英語のOnline Dispute Resolutionの頭文字を取った「ODR」と呼ばれています。ODRに共通するのは、オンライン上に紛争解決の場が提供されるという点です。これまで、相手との距離や手続に要する時間等、さまざまな障壁があって紛争解決を諦めていた人、対面でのコミュニケーションに心理的な負担を感じる人等に、新たな紛争解決の場を提供します。</p> <p>あなたの抱える法的トラブルもODRを利用して解決してみませんか。</p> |